

県職員及び県費支弁職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年二月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第二十五号

県職員及び県費支弁職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県職員及び県費支弁職員等の旅費に関する条例施行規則（平成十四年三月奈良県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第五号中「当該区間に係る鉄道賃（法）」を「又は当該経路に係る定期券を利用できる区間（当該定期券に記載された金額の範囲内のものに限る。）がある場合、これらの区間に係る鉄道賃（国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「法」という。）に改め、同条第十一号中「国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）」を「法」に改める。

別表の一中「再任用職員（地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項）」を「定年前再任用短時間勤務職員（職員の定年等に関する条例（昭和59年3月奈良県条例第17号）第12条又は第13条第1項）に改め、同表の二中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第三条の改正規定及び次項の規定は、同年三月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の県吏員及び県費支弁職員等の旅費に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第三条の規定は、前項ただし書に規定する改正規定の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

3 暫定再任用職員（職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和四年十月奈良県条例第十四号）附則第三条第一項若しくは第二項、第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規別表

の規定を適用する。